

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	吹田市立児童会館・児童センター入退館システム
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	児童部子育て政策室
個人情報ファイルの利用目的	・吹田市立児童会館・児童センターの利用者情報の把握 ・保護者への連絡の管理
記録項目	1 氏名（漢字、ひらがな）、2 メールアドレス、3 学年、4 性別、5 生年月日、6 住所、7 校区、8 学校名、9 緊急連絡先の氏名、10 緊急連絡先の続柄、11 緊急連絡先の電話番号、12 きょうだいの情報、13 保護者からの申し送り事項
記録範囲	吹田市立児童会館・児童センターを利用する児童及び保護者
記録情報の収集方法	本人又は保護者からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 (名称) 吹田市市民部市民総務室 (情報公開担当) (所在地) 〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例での規定なし)	
備 考	新規作成日：令和8年2月24日	